

新図書館情報システム構築等業務委託契約書（案）

委託者高知県（以下「甲」という。）と受託者〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、第2条に掲げる業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

- 第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。
- 2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（委託業務の内容等）

第2条 委託業務は次のとおりとし、その内容等は別紙仕様書に定めるところによる。

委託業務名	新図書館情報システム構築等委託業務
契約期間	平成25年9月24日から平成33年2月28日まで
委託料	金 円 （うち消費税額及び地方消費税額 円） ただし、消費税法の改正に伴い、改正税率が適用される部分については、支払時までには相当額を増額するものとする。
契約保証金	

- 2 乙は、契約期間中、この契約書及び別紙仕様書並びにこれらに基づく甲の指示又は通知により、前項の委託業務を履行しなければならない。
- 3 契約期間のうち、構築に係る部分（以下「構築業務」という。）の期間については平成25年9月24日から平成28年2月29日までとし、運用・保守に係る部分（以下「運用・保守業務」という。）の期間については平成28年3月1日から平成33年2月28日までとする。

（仕様書に関する通知義務）

- 第3条 乙は、仕様書又は前条に定める甲の指示若しくは通知（以下「仕様書等」という。）によることができないとき又は仕様書等に明示されていない事項があるときは、直ちに甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、直ちに調査し、乙に対して必要な指示を与えなければならない。

（契約の保証）

- 第4条 乙は、この契約の締結と同時に第2条に定める契約保証金を甲に納付しなければならない。
- 2 前項の契約保証金は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、甲に帰属するものとする。
- 3 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく契約保証金を乙に還付するものとする。
- 4 契約保証金には、利息を付さないものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

- 第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務)

第7条 乙は、本契約に係る事業の遂行に当たって、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。第32条の2第1項において同じ。）による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この委託業務に係るすべての資料（以下「関係資料」という。）を他人に閲覧させてはならない。また、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

(個人情報の保護)

第8条の2 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(関係資料の目的外利用及び第三者への提供の禁止等)

第9条 乙は、関係資料について、委託業務以外の使用又は第三者への提供をしてはならない。

(関係資料の複写又は複製の制限)

第10条 乙は、委託業務の目的以外に関係資料の複写し、又は複製をしてはならない。ただし、災害に備える等、その必要があるときは、あらかじめ書面により、甲の承諾を得て複写し、又は複製することができる。

(関係資料の管理)

第11条 乙は、関係資料について、善良なる管理者の注意義務をもって管理保管し、情報の漏えい、滅失、き損並びに火災、盗難等の防止に努めるとともに、授受及び搬送に関しては、甲の指示に従うものとする。

(委託業務における責任体制)

第12条 乙は、委託業務を行う従業員の作業範囲及び責任区分を明確にするとともに、委託業務の責任者を定め、あらかじめ書面により、甲に通知しなければならない。

(作業場所の指定)

第13条 乙は、委託業務の処理に当たり、その作業場所については、あらかじめ書面により、甲に通知しなければならない。

(事故等発生時における報告義務)

第14条 乙は、情報漏えい、滅失その他委託業務の遂行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったとき又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従う

ものとする。

(関係資料の返還)

第15条 乙は、甲が提出した関係資料を、使用後速やかに甲に返還しなければならない。

(関係資料の廃棄)

第16条 乙は、前条の規定に基づき甲に返還する関係資料及び成果物以外の関係資料を使用後速やかに廃棄しなければならない。

(特許権等の使用)

第17条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(グリーン購入等)

第18条 乙は、委託業務の実施において物品等を調達する場合は、甲の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(知的財産権)

第19条 本件業務に伴い発生した発明、考案等（以下「発明等」という。）から生じた特許権（又は特許を受ける権利）、実用新案権（以下「特許権等」という。）の帰属は別段の定めのない限り、以下のとおりとする。

- (1) 甲が単独で行った発明等から生じた特許権等については、甲単独に帰属するものとする。
- (2) 乙が単独で行った発明等から生じた特許権等については、乙単独に帰属するものとする。
- (3) 甲及び乙が共同で行った発明等から生じた特許権等については、甲乙共有とする。甲又は乙は、相手方以外の者に対して、当該特許権等に係る発明の実施を許諾するときは、相手方の同意を得なければならない。

2 乙が従前より保有する特許権等を成果物に適用した場合、及び前項第2号により乙に帰属する特許権等が生じ、これが成果物に適用されている場合には、乙は甲に対し、当該特許権等について、甲が自ら成果物を使用するために必要な範囲で、無償で使用許諾するものとする。

(仕様書と業務内容が一致しない場合の是正義務)

第20条 乙は、委託業務の内容が仕様書又は甲の指示若しくは甲乙協議の内容に適合しない場合において、甲がその是正を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

(委託業務に従事する者に対する措置請求)

第21条 甲は、委託業務に従事する者が委託業務の実施につき著しく不相当であると認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(立会い等)

第22条 甲は、乙の承諾を受けて、この委託業務の作業に立ち会い、本契約書に規定する事項の確保その他必要な事項について調査することができる。この場合、乙は、その調査を拒んではならない。

(業務内容の変更等)

第23条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は契約期間その他この契約の規定を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(事情変更)

第24条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変その他予期することのできない事由によりこの契約に定める条件が不適当となったときは、協議して契約を変更することができる。

(乙の請求による契約期間の延長)

第25条 乙は、その責めに帰することができない事由により契約期間内に委託業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に契約期間の延長変更を請求することができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(甲の請求による契約期間の短縮)

第26条 甲は、特別の理由により契約期間を短縮する必要があるときは、契約期間の短縮変更を乙に請求することができる。この場合における短縮日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(危険負担)

第27条 成果物の引渡前に、成果物に生じた損害その他委託業務を行うにあたり生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由によるものについては、甲が負担する。

2 甲は、前項の規定により乙が負担すべき損害について第三者に対して賠償した場合は、乙に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(検査及び引渡し)

第28条 乙は、第2条第3項に規定する構築業務を完了したときは、速やかに構築業務完了報告書に成果物を添えて提出し、甲の検査を受けなければならない。ただし、平成25年度及び平成26年度においては、当該年度の末日までに当該年度に係る構築業務経過報告書を提出し、出来高に応じた検査を受けなければならない。

2 第2条第3項に規定する運用・保守業務については、乙は、各月の運用・保守業務を完了したときは、速やかに業務報告書(月次)等の成果物を提出し、甲の検査を受けなければならない。

3 前2項の検査の結果、実施した業務の内容が仕様書等に適合しない場合において、委託業務について補正を命じられたときは、乙は、直ちに補正して甲の再検査を受けなければならない。この場合において、乙は、補正に係る委託料の増額を請求することができない。

4 成果物の引渡しは、前3項(第1項ただし書きを除く。)の規定による検査に合格したときに行われたものとする。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第29条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における委託料の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

平成25年度	円
平成26年度	円

- | | | |
|----------|--------------|----|
| 平成 27 年度 | 円 (うち運用・保守業務 | 円) |
| 平成 28 年度 | 円 | |
| 平成 29 年度 | 円 | |
| 平成 30 年度 | 円 | |
| 平成 31 年度 | 円 | |
| 平成 32 年度 | 円 | |
- 2 支払限度額に対応する平成 25 年度及び平成 26 年度の出来高予定額は、次のとおりとする。
- | | |
|----------|---|
| 平成 25 年度 | 円 |
| 平成 26 年度 | 円 |
- 3 甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、第 1 項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(委託料の支払方法)

- 第 30 条 乙は、第 28 条第 1 項本文に定める検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払を請求することができる。
- 2 乙は、第 28 条第 1 項ただし書きに定める検査に合格したときは、甲に対して出来高に相応する委託料相当額の 10 分の 9 以内の額の委託料の支払 (この契約において「部分払」という。) を請求することができる。ただし、出来高に相応する委託料相当額が、第 29 条第 2 項に規定する出来高予定額の 10 分の 3 に満たない場合は、この限りでない。
- 3 乙は、第 28 条第 2 項に定める各月の運用・保守業務に係る検査に合格したときは、甲に対して別紙月額委託料金内訳に定める月額委託料金の支払を請求することができる。
- 4 甲は、前 3 項の規定による委託料の請求書を受領した日から 30 日以内に委託料を乙に支払わなければならない。
- 5 第 1 項の規定により乙が請求できる委託料は、前条第 1 項の平成 25 年度から平成 27 年度までの支払限度額の合計額から平成 27 年度の運用・保守業務に係る支払限度額及び第 2 項の規定による部分払額の合計額を控除したものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第 31 条 乙の責めに帰すべき事由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求するものとする。ただし、計算した損害金の額が、100 円に満たないときは、この限りでない。
- 2 前項の損害金の額は、委託料から出来高部分に相応する委託料相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 甲の責めに帰すべき事由により、前条第 4 項に規定する委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額を遅延利息として甲に請求することができる。
- 4 前 2 項の規定による損害金及び遅延利息の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(かし担保)

- 第 32 条 乙は、甲に対し、委託業務が仕様書どおりに履行されていることを保証する。
- 2 甲は、委託業務の内容にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 3 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、委託業務完了後 12 月以内に行わなければならない。

- 4 第2項の規定は、委託業務の内容かしが仕様書の記載内容又は甲の指示等により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容又は指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかった場合は、この限りでない。

(甲の解除権)

第33条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、契約期間内に委託業務が完了しないと明らかに認められるとき。
 - (2) 乙がこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
 - (4) 破産、会社整理、会社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立てをし、又は申立てをされたとき。
 - (5) 自ら振り出し、若しくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
 - (6) 前5号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金が納付されているときは、甲は、当該契約保証金を違約金に充当することができる。

(暴力団排除措置による解除)

第33条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等（次に掲げる者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - ア 法人にあつては、代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者
 - イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあつては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）
- (3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用してしていると認められるとき。
- (6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、

金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- (7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
 - (8) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (10) 第7条に規定する義務を履行しなかったと認められるとき。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合について準用する。

(談合等の不正行為が行われた場合の解除)

第33条の3 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。この解除により乙に損害を及ぼしても甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が同条第7項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同条第5項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙に対して違反行為があったとして行った独占禁止法第66条の規定による審決（同条第3項の規定による原処分を取り消す審決を除く。）が確定したとき（独占禁止法第77条の規定によりこの審決の取消しが提起されたときを除く。）。
- (4) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により、当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (5) 乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

2 第33条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

(その他の解除)

第34条 甲は、委託業務が完了するまでの期間は、第33条第1項、第33条の2第1項及び前条第1項の規定による場合を除くほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第35条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第23条の規定により業務内容を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第23条の規定による業務の中止期間が契約期間の10分の5（契約期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合は、その一

部を除いた他の部分の委託業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除後の措置)

第36条 甲は、契約が解除された場合において、乙が既に完了している委託業務のうち、甲の検査に合格する部分があるときは、当該部分に相応する委託料を乙に支払うことができる。

2 前項に規定する委託料は、甲乙協議して定める。

(解除に伴う措置)

第36条の2 契約が解除された場合において、第30条の規定により部分払が行われている場合は、当該部分払額を甲に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約が解除され、かつ前条第1項の規定により既履行部分の支払が行われる場合において、第30条の規定による部分払額がある場合は、当該部分払額を前条第2項の規定により定められた委託料相当額から控除するものとする。この場合において、受領済みの部分払額になお余剰があるときは、乙は、解除が第33条、第33条の2又は第33条の3の規定によるときにあっては、その余剰額に部分払の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第34条又は第35条の規定によるときにあっては、その余剰額を甲に返還しなければならない。ただし、計算した利息の金額が、100円に満たないときは、この限りでない。

3 前項の規定による利息の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(損害賠償)

第37条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 甲は、第33条、第33条の2又は第33条の3の規定によりこの契約を解除したときにおいて、第33条第2項(第33条の2第2項又は第33条の3第2項において準用する場合を含む。)に定める違約金の額を超える損害がある場合は、乙に対して、その超える損害について賠償を請求することができる。

(契約の費用)

第38条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定等)

第39条 この契約に関する疑義及びこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第40条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自その1通を

保有するものとする。

平成 年 月 日

委託者 高知県
契約担当者 職 氏名 印

受託者 住所
氏名 印

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができると思われるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、使用后速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

特記仕様書

著作権等に関することについて、下記のとおり定める。

(著作権の帰属)

第1条 成果物に関する著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）の帰属については、以下のとおりとする。

- (1) 甲及び高知市又は乙が従前より有していたドキュメント及びプログラムの著作権は、それぞれ甲及び高知市又は乙に帰属するものとする。ただし、乙は甲及び高知市に対し、甲及び高知市が成果物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。
- (2) 本件業務に伴い新たに発生したドキュメント及びプログラムの著作権並びに所有権を、当該成果物引渡し時に、乙から甲及び高知市に譲渡するものとする。

(著作者人格権の制限)

第2条 乙は前条に基づき甲及び高知市に著作権を譲渡し、又は甲及び高知市に無償で著作権法に基づく利用が許諾された成果物に関し、著作者人格権を行使しないものとする。

(著作物の利用の許諾)

第3条 乙は甲及び高知市に対し、次の各号に掲げる成果物の利用を許諾する。

- (1) 成果物を利用して甲及び高知市の業務を実施すること。
- (2) 前号の目的及び運営、広報等のために必要な範囲内で、成果物を自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は甲及び高知市の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

(著作権の譲渡禁止)

第4条 乙は、成果物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害防止)

第5条 乙は、甲に対して、委託業務の成果物が、第三者の著作権を侵害するものでないことを保証する。

2 成果物に関し、第三者の特許権等又は著作権を侵害するものとして、当該第三者との間で紛争が生じた場合には、乙はその責任においてこれを処理解決するものとする。ただし、当該権利侵害が甲の責めに帰すべき事由に基づき、乙の責めに帰すべき事由に基づかない場合には、乙は紛争解決の責めを免れるものとする。

(進捗報告会)

第6条 乙は、業務が終了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決その他業務が円滑に遂行できるよう必要な事項を協議するために進捗報告会を開催するものとする。なお、進捗報告会の開催については甲乙協議のうえ定めるものとする。

- 2 進捗報告会の議事内容、決定事項において乙が議事録を作成し、甲に2部提出する。
- 3 乙は、業務の遂行に関し、進捗報告会で決定された事項について、これに従わなければならない。